

○大井上水道企業団水道事業給水条例施行規程

（平成10年3月11日）
（企業団規程第1号）

改正 平成15年3月17日規程第11号
平成29年8月31日規程第2号

平成18年11月15日規程第4号
平成31年3月15日規程第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給水装置工事（第2条～第5条）
- 第3章 給水（第6条～第11条）
- 第4章 水道使用量、料金及び手数料等（第12条～第24条）
- 第5章 貯水槽水道（第25条）
- 第6章 補則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、大井上水道企業団水道事業給水条例（平成10年条例第1号。以下「給水条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置工事

（給水装置の構成及び附属用具）

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、量水器筐その他附属用具を備えなければならない。

（給水装置新設等の申込み）

第3条 給水条例第5条に規定する給水装置の新設、改造の申し込みは、給水装置工事申込書の第1号様式により提出をもって行う。

（利害関係人の同意書の提出）

第4条 給水条例第5条の規定に基づき、企業長が必要と認めるときは、申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。この場合において、次の

各号の一に該当する場合とし、その提出者は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。

給水装置所有者の給水管所有者分岐承諾書第2号様式による。

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。

土地又は家屋所有者の私有地埋設承諾書第3号様式による。

(3) 前2号の規定による書類を提出できないとき。

給水装置工事申込者の誓約書

（給水装置使用材料）

第5条 企業長は、給水条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、大井上水道企業団指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 企業長は、前項の規定により、企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

第3章 給水

（給水の申込み）

第6条 給水条例第13条の規定により、水道を使用しようとする者は、給水使用（変更）届出書を第4号様式により企業長に提出しなければならない。

（共用給水装置における代理人の取扱事項）

第7条 給水条例第15条に規定する共用給水装置の管理人は、次に掲げる事項を取扱わなければならない。

(1) 給水装置工事費、料金、手数料の納付に関すること。

(2) 給水条例第18条に規定する事項中、必要な事項

(3) その他共用給水装置使用上の必要な事項

2 共用給水装置の使用者から企業長に提出する願、届書類には、すべて管理人が連署しなければならない。

（給水装置の所有権の変更）

第8条 給水条例第18条第2項第2号によって給水装置の所有権に変更があったと

きは、新旧給水関係者は連署をもって届け出なければならない。この場合においては、新旧関係者が一切の権利義務を継承したものとみなす。

- 2 前項の場合において、連署ができないときは、その理由を付して企業長の承認を受けなければならない。
- 3 給水装置の所有権は、これに関連する義務と分離して移転することはできない。

（水道の使用中止、変更等の届出の様式）

第9条 給水条例第18条各号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置の使用を中止しようとするときは、給水使用（変更）届出書を第4号様式により企業長に提出しなければならない。
- (2) 給水装置のメーター口径を変更するときは、給水使用（変更）届出書を第4号様式により企業長に提出しなければならない。
- (3) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったときは、給水使用（変更）届出書を第4号様式により企業長に提出しなければならない。
- (4) 給水装置の所有者が変更になったときは、給水使用（変更）届出書を第4号様式により企業長に提出しなければならない。
- (5) 給水装置の使用を廃止するときは、給水装置工事申込書を第1号様式により企業長に提出しなければならない。
- (6) 消火演習に公設・私設消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届を第5号様式により企業長に提出しなければならない。

（給水装置工事の修繕報告の届出）

第10条 給水条例第20条第2項の規定に基づき、その修繕の結果と漏水においては、修理後のメーターの検針を行い漏水修理報告書を第6号様式により企業長に提出しなければならない。

（給水装置及び水質検査の請求）

第11条 給水条例第21条第1項の規定に基づき、給水装置又は給水する水の水質の検査を請求しようとする者は、給水装置（水質）検査請求書を第7号様式により企業長に提出しなければならない。

第4章 水道使用量、料金及び手数料等

（消火栓保守料）

第12条 消火栓の保守料としての1基1箇所月200円を徴収する。ただし、企業長が公益上その他特別の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

（期間の計算）

第13条 給水条例第23条の規定における1箇月につきとは、量水器の検針の日から次の検針日に至る期間、隔月の場合はその2分の1の期間、その他にあっては歴月をいう。量水器の検針をしたときは、その都度、使用水量を通知する。

（使用水量の提示）

第14条 給水条例第24条により、使用水量を計量したときは、その都度検針票に使用水量を記入し、これを使用者に示さなければならない。

（水量の認定）

第15条 給水条例第25条に規定する水量の認定については、次による。

(1) 前3箇月の平均使用水量

(2) 前号により難い事情があるときは、前年同期の使用水量

2 前項によるもなお、その使用水量を知ることができないときは、企業長の承認による。

（給水制限の停止）

第16条 給水条例第36条の規定により、給水制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域等を掲示する。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

（料金等の納入期限）

第17条 給水条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、水道料金にあっては、納入通知書を発したその月の末日とし、その日が金融機関等の休業日に当たった場合は、前営業日とする。その他の料金については、別の定めのない限り、納入通知書を発した日から14日以内とする。

（手数料）

第18条 給水条例第29条中、第7条第2項に係る手数料は、企業長の施設した配水管から分岐して、水道メーターまでの間の給水措置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材料を指定し、工事に関する工法等を指示し、確認するための手数料とする。

2 企業長が施行する給水装置工事には、給水条例第29条の規定は、適用しない。

3 給水条例第29条中、第7条第2項における手数料は、給水装置工事に適用し、

給水装置以外の設計及び材料審査、監督を要する場合の手数料は、工事費の100分の6以下とし、円未満の端数は切り捨て、総額が100円未満は、100円とする。

（督促）

第19条 料金又は手数料の納付義務者が納期限までに料金又は手数料を完納しない場合は、企業長は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納付期限は、その発行の日から15日以内とする。

3 第1項の督促状に係る手数料は、給水条例第29条の規定による。

第5章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理）

第20条 条例第33条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状況により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 前項の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法第34条の第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

第6章 補則

第21条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成10年規程第1号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規程第11号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年規程第1号）

この規程は、平成31年10月1日から施行する。